

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

第 1043/QD-TTg 号

ハノイ、2013 年 7 月 01 日

決定

越日協力の枠組みにおける 2020 年に向けたベトナム工業化戦略及び 2030 年への のビジョンの承認

政府首相は

2001 年 12 月 25 日付、政府組織法に基づき、

2012 年 8 月 13 日付、2020 年に向けた越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略指導委員会の設立に係る首相決定第 1075/QD-TTg 号に基づき、

計画投資省の提案を検討し、

以下を決定する

第 1 条 下記を主たる内容とする「越日協力の枠組みにおける 2020 年に向けたベトナム工業化戦略及び 2030 年へのビジョン」（以下、工業化戦略）を承認する。

1. ビジョン、観点及び目標

(a) ビジョン

優先 6 業種、すなわち電子、農業機械、農水産品加工、造船、環境・省エネ、自動車・同部品の各業種を飛躍的に発展させ、付加価値が高く国際競争力のある、経済全体の主力産業に育成する。工業化戦略で優先的に発展させる業種は、国内企業及び外国企業、とりわけ日本企業の投資を促進・誘致において先導的役割を果たし、ベトナムの産業及び経済全体に対して技術・技能を波及させる役割を担う。

(b) 観点

－工業化戦略は、ベトナムの総合的な工業政策の実現に貢献し、ベトナムの潜在性及び比較優位を最大限活用するとの観点から選定された優先 6 業種の発展に集中し、国際競争力のある産業を創出する。工業化戦略は、2020 年までのベトナムの工業化及び 2030 年のビジョンに対する日本の二国間産業支援枠組みにおける重要な内容の一つである。

－工業化戦略は、ベトナムの2020年までの工業化の推進に貢献する。選定される業種は、ベトナムの工業発展方針に適合し、2020年までの工業化の過程における他の業種の発展に対して刺激を創出する。工業化戦略は、産業セクター再編に直接的に貢献し、経済の質・効果・競争力の向上に向けた成長モデル転換の実現に資する。

－工業化戦略は、投資の誘致や、対越FDI全体、とりわけ日本の対越FDIの効果向上において突破口を創出し、日本企業と国内企業の生産連携を強化し、ベトナム企業への技術移転・技術革新の推進やベトナムの人的資源の質向上を促進しなければならない。

(c) 目標

－総括的目標

技術革新、労働生産性向上、国際競争力確立のために選定された6業種を優先的に発展させる。付加価値が高く、技術波及効果があり、輸出市場及び国内消費市場において先進的な品質基準を満たす製品を生み出す。

－具体的目標

＋選定された6業種ごとに、2020年までの具体的で実現性のある発展行動計画を作成し、実施する。いくつかの戦略的なサブセクターや製品に集中する。必要があれば、業種別にパイロットプロジェクトを実施する。

＋優先業種及び関連業種への日本からの質の高いFDIの誘致に越日が協力する。

＋選定業種発展の策定・実施・評価の全プロセスに、越日の官・産・学の最大限の参加を得る。

－優先的発展業種に対するいくつかの主要指標

2020年までに、

＋優先的に発展させる業種は、ベトナムの経済条件における合理性を確保しながら高度技術及びクリーン技術を先導的に導入する。

＋優先業種の生産額を毎年最低20%増加させ、工業生産総額の最低35%に貢献する。

＋優先業種は労働生産性の伸び率においてトップ10に入る。

2030年までに、優先的に発展させる業種は、ベトナムの経済条件における合理性を確保しながら高度技術及びクリーン技術をほぼ導入する。

2. 方向性と方法

(a) 方向性

－2020年までの方向性

＋2018年のASEAN域内関税撤廃や、2020年までの国際経済統合協約の実施過程に対応するため、選定された6業種の生産能力を強化する。付加価値の低い単純加工・組立に依存した工業を、自国の上流・中流産業を最大限活用する工業へと転換し、高い付加価値を創出し、国際競争力を高めていく。

＋優先6業種の製品の市場を確立・拡大する。

＋技術移転促進、高度人材育成とともに優先6業種の裾野産業発展に集中し、これら各業種の基礎とする。

＋優先的に発展させる業種の長期的発展に対する投資の効果を高めるため、上流産業（石油化学、鉄鋼、電力、ガス、エネルギー等）においてすでに承認されている大型プロジェクトの運用開始を推進する。

－2020年から2030年の段階における方向性

最終製品産業と素材産業、中間材産業やサービス産業のリンケージを強化し、上流から下流までの一貫した産業構造を形成する。

(b) いくつかの主要方法

－業種別の発展行動計画を検討・作成する。行動計画策定の過程で、産・官・学からのヒアリングを進め、その調和の取れた参加を得る。

－選定業種に対する法的枠組み及び発展奨励政策を統合的に整備する。業種別の優遇・奨励政策の実施計画を公表する。

－中央から地方までの統合的な行政手続き改革を促進する。

－選定業種の発展のために、いくつかの地域・地方を工業化戦略の主力地域とするべく開発する。中でも、これら地域におけるインフラ整備や人材育成を優先的に行う。

－越日双方が協力しあうとの原則のもとで、統一的に行動計画を実施し、日本は実施及び財源の効果的使用の過程において積極的に支援する。

－行動計画の実施をモニタリングし成果を評価するための検査・監督システムを整備する。

－工業化戦略の一貫の実施に資するため、越日は下記のいくつかの重点分野において集中的に協力する。

+優先 6 業種の発展に関連する現行の戦略・計画・政策のレビュー・評価、並びに、工業化戦略及び業種別の行動計画の実現性を確保するための改定の提案。

+優先 6 業種への投資促進。

+選定 6 業種での人材育成における協力。

+優先 6 業種での技術移転促進における協力。

+優先 6 業種に資するインフラ整備における協力。

第2条 実施体制

1. 工業化戦略実施の指導・運営体制

2012年8月13日付の首相決定第1075/QD-TTg号により設立された、2020年に向けた越日協力枠組みにおけるベトナム工業化戦略指導委員会が、本戦略の策定・公表・実施組織を取りまとめる。

2. 工業化戦略実施の分担

(a) 計画投資省

一指導委員会副委員長及び作業部会を通じて、工業化戦略の実施の組織化、日本との連携・協力の調整を務める。

一財政省及び専門省庁と連携して、選定 6 業種の発展への投資誘致のため、2011～2020年社会経済開発戦略及び国際協約に沿った関税削減ロードマップに適合する奨励・優遇政策を策定するとともに、本 6 業種発展への予算及び投資資金を考慮して 5 か年計画及び各年計画に入れる。

一作業部会を通じて、工業化戦略の 6 業種の行動計画策定に参加する。

(b) 財政省

一計画投資省及び専門省庁と連携して、国際経済統合の進展に適合したかたちで優先 6 業種の発展を奨励するため、税・関税の優遇政策及び関連する行政手続きの改訂・追加を提案する。

一計画投資省及び専門省庁と連携して、選定 6 業種の発展への投資誘致のため、2011～2020年社会経済開発戦略及び国際協約に沿った関税削減ロードマップに適合する奨励・優遇政策を策定するとともに、本 6 業種発展への予算及び投資資金を考慮して 5 か年計画及び各年計画に入れる。

－作業部会を通じて、工業化戦略の 6 業種の行動計画策定に参加する。

(c) 商工省

－農業機械産業、自動車・同部品産業、環境・省エネ産業の行動計画の実施を主管し、関連省庁と連携する。

－情報通信省と連携して、電子産業の行動計画の実施を組織する。農業農村開発省と連携して、農水産品加工産業の行動計画の実施を組織する。

－計画投資省、財政省及び関連省庁と連携して、上記 5 業種の発展への投資を誘致する奨励・優遇政策を策定する。

(d) 農業・農村開発省

－農水産品加工産業の行動計画の実施を主管し、関連省庁と連携する。

－商工省と連携して、農業機械産業の行動計画の実施を組織する。

－計画投資省、財政省及び関連省庁と連携して、上記 2 業種の発展への投資を誘致する奨励・優遇政策を策定する。

－作業部会を通じて、工業化戦略の 6 業種の行動計画策定に参加する。

(e) 交通運輸省

－造船産業の行動計画の実施を主管し、関連省庁と連携する。

－計画投資省、財政省及び関連省庁と連携して、造船産業発展への投資を誘致する奨励・優遇政策を策定する。

－作業部会を通じて、工業化戦略の 6 業種の行動計画策定に参加する。

(f) 情報通信省

－電子産業の行動計画の実施を主管し、商工省及び関連省庁と連携する。

－計画投資省、財政省及び関連省庁と連携して、電子産業発展への投資を誘致する奨励・優遇政策を策定する。

－作業部会を通じて、工業化戦略の 6 業種の行動計画策定に参加する。

(g) 科学技術省

－関連省庁と連携して、工業化戦略の優先業種の発展への投資を誘致する奨励・優遇政策を策定するとともに、優先 6 業種における技術移転促進・高度技術導入に関する政策を

策定する。

－作業部会を通じて、工業化戦略の6業種の行動計画策定に参加する。

(h) 外務省

－計画投資省とともに、日本との協力活動の調整に参加する。

－計画投資省、財政省及び関連省庁とともに、工業化戦略の6業種の発展への投資を誘致する奨励・優遇政策の策定に参加する。

－作業部会を通じて、工業化戦略の6業種の行動計画策定に参加する。

(i) 国家銀行

－計画投資省、財政省及び関連省庁と連携して、選定6業種への金融優遇政策を策定する。

(j) 教育訓練省及び労働・傷病兵・社会問題省

－関連省庁と連携して、6業種における人材育成に係る行動計画の実施を組織する。

－作業部会を通じて、工業化戦略の6業種の行動計画策定に参加する。

(k) その他の省庁及び地方省・市人民委員会は、指導委員会及び産業別行動計画の主管官庁の提案に従って関連する問題を処理する責任を負う。

第3条 本決定は署名日より発効する。

第4条 各大臣、中央省級機関の長、政府直轄機関の長、地方省・中央直轄市の人民委員長及び関連機関の長は、本決定執行の責任を有する。

送付先

－党中央書記局

首相

－政府首相、各副首相

－各省庁、中央省級機関、政府直属機関

－各地方省・中央直轄市人民評議会及び人民委員会

(署名済)

－党中央事務局及び各党委員会

－党書記長室

－国会主席府

グエン・タン・ズン

－民族評議会及び国会各委員会

－国会事務局

－最高人民裁判所

- －最高人民検察院
- －国家会計検査院
- －国家財政監督委員会
- －社会政策銀行
- －ベトナム開発銀行
- －ベトナム祖国戦線中央委員会
- －各団体中央機関
- －各国有経済グループ・総公社
- －首相府：官房長官、各官房副長官、首相補佐官、政府ポータルサイト、関係部局（総合局、書記・編集局、科学・教育・文化・社会局、第三部局、部門経済局、企業改革局、総合経済局、法律局、公報）
- －保管用（文書係、国際関係局）